

デジタル・ガバメントの推進について



2018年9月28日
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

「eガバメント」から「デジタル・ガバメント」へ

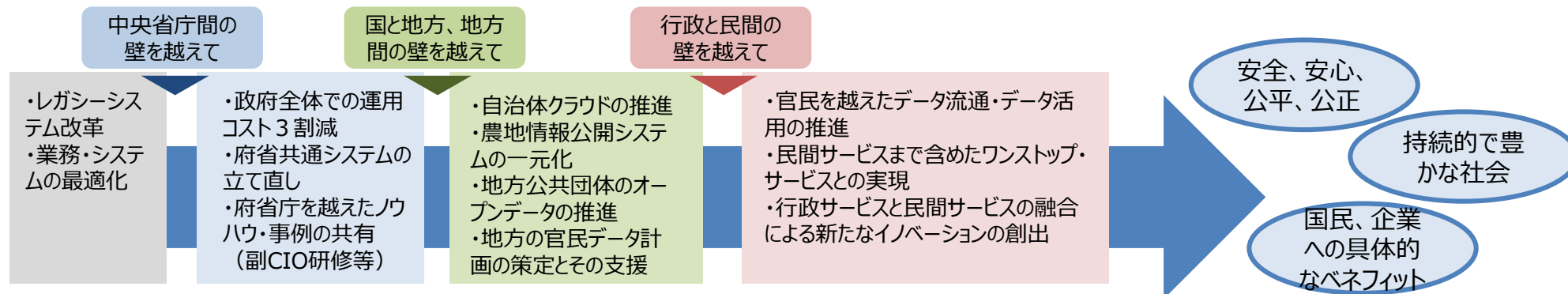
- これまでの電子行政の取組では、行政内部事務の効率化や、各手続のインタフェースのオンライン化等に取り組んできた（＝「**電子政府（eガバメント）**」）。



- 平成25年の政府CIO設置以降、**府省庁の壁を越えた取組（運用コスト3割削減、人事給与システムの本格稼働、副CIO制度の導入・副CIO研修の実施等）**を推進。
- 加えて、**地方公共団体まで含めた取組（自治体クラウド、農地台帳の一元化、マイナンバー制度の導入等）**を既に実施しつつある。これによって、民間への展開も含め、着実に**成果を積み重ねてきている**ところ。



- こうした取組は**国際的にも先進事例**。これを更に拡大し、**政府・地方・民間全てを通じたデータの連係、サービスの融合**を実現し、**世界に先駆けた、日本型の「デジタル・ガバメント」の実現**を目指すため、「**デジタル・ガバメント実行計画**」を決定（平成30年1月）。



「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日 eガバメント閣僚会議決定)のポイント

①「デジタル・ガバメント実行計画」の決定（主要施策）

（1）添付書類の撤廃

- 添付書類を一括して撤廃するための**法案の作成**。
- 行政機関同士の**情報連携**等により、添付書類を撤廃するシステムの整備。



（2）オンライン化の徹底

- 現状、13%（※）しか進んでいないオンライン化の実施を徹底させるため、

① **本人確認手法の見直し（対面、押印、証明書類の提出など、全体としてあり方を検討）**。

② 制度やこれまでの行政事務の慣習を1から見直す **「業務改革（BPR）」**の推進。

※全体46,385手続のうち5,944手続 ※件数ベースでは73%



（3）複数手続のワンストップでの処理

- 引越し、介護、死亡・相続、などのライフイベントの際の煩雑な各手続をワンストップ化。
（例）引越しの際の、「年金や健康保険の住所変更届」や「自動車の変更登録」などの諸手続をワンストップで実施できるシステム連携等の可能性を検討する。



②各府省に対する「中長期計画」策定の義務付け

- 上記の政策の実効性を高めるため、各府省の取組とスケジュールを明記した、**「中長期計画」の策定を義務付け**。
- 各府省庁は、**本年上半期**までを目途に計画を策定。（平成30年6月29日策定済）

デジタル・ガバメント実行計画の改定(平成30年7月20日 デジタル・ガバメント閣僚会議決定)について

- ◆ **デジタル・ガバメント実行計画（平成30年1月）策定から半年が経過し、各取組が進展**
- ◆ **加えて、IT新戦略や各府省中長期計画等の策定等を通じ、デジタル・ガバメントの実現に向けた新たな取組が展開**

→ 随時適切に見直しを図るため、以下について計画を改定

- 進捗状況を踏まえた取組内容の詳細化
 - ✓ デジタルファースト法案の方向性について明記
 - ✓ 死亡・相続、引越し等のワンストップサービスの実現に向け、対象手続の特定やロードマップの取りまとめ等に着手
 - ✓ 電子調達、法人設立、自動車ワンストップサービス等のサービス改革において、単なるシステム化ではなく、業務改革(BPR)を含むデジタル化を推進
- 電子決裁への移行に関する検討・取組状況について、今後、各府省中長期計画の見直し時に具体化
- 実行計画策定以降の取組状況に基づき、その結果や成果、更なる展開の方針等を明記

各府省デジタル・ガバメント中長期計画の全体像

中長期計画は、各府省がデジタル・ガバメントの実現を目的として、今後5年の計画期間に、行政サービス改革、プラットフォーム改革、ITガバナンスの3つの観点から、何を、いつまでに、どう実施するのか、具体化した計画

中長期計画の基本構成

デジタル・ガバメント
が目指す姿

すぐ使えて、簡単、便利、
最初から最後までデジタル
で完結する行政サービス
の実現

高度なサービスの前提と
なる各組織のサービスや
データをつなげる仕組み、
取り決めの整備

これらの取組が自発、
積極的に推進される
組織運用、環境作り、
文化醸成

現状と課題、計画の目的など

利用者中心の行政サービス改革

プラットフォーム改革

価値を生み出すITガバナンス

個別サービス改革の詳細、46,000手続の見直しの検討状況、全情報システムのクラウド化、オープンデータ化の検討のロードマップなど、3つの観点の裏付けとなるデータ集

横断的サービス改革(業務改革(BPR)の徹底、約46,000の行政手続について、制度の見直し、オンライン化の徹底、オンライン利用促進、添付書類撤廃)、
府省個別サービス改革(事故証明、無線、税、電子調達、在留資格、旅券、年金、雇用、特許、自動車)

サービス・データの標準化、保有データ100%オープン化、API整備、クラウドサービス利用、各種情報連携基盤の整備・運用、府省共通システム拡充、個別情報システムの改革(コスト削減等)

推進体制の整備、省内ITガバナンス強化、人材育成・確保、情報セキュリティの確保、デジタルワークスタイル変革、計画の評価・改定

デジタルファースト法案の検討状況

- 「IT新戦略の策定に向けた基本方針」（平成29年12月12日IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定）や、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定）に基づき、**業務改革（BPR）の徹底とデジタル化の推進**により**利用者中心の行政サービスを実現**する必要。このため、現在、内閣官房において「**デジタルファースト法案**」の検討を行ない、**オンライン化の徹底及び添付書類の撤廃**について取組を進めているところ。
- 平成29年度に実施した「行政手続等の棚卸」の結果や現在実施しているヒアリングで把握した事項を踏まえつつ、法案の内容の検討を実施中。

<法案の主な内容（検討中）>

① 行政手続のオンライン化の徹底

- ✓ 行政手続のオンライン原則
- ✓ 本人確認手法のデジタル化

② 添付書類の撤廃

- ✓ 行政機関間の情報連携等による添付書類の省略
- ✓ 添付書類のデジタル化

③ デジタル化を実現するためのシステム整備等

- ✓ オンライン化及び添付書類の撤廃のためのシステム基盤の整備
- ✓ システム整備に当たってのAPIの整備及び活用
- ✓ デジタル化に当たってのデジタル・デバイドへの配慮